

NSRにゆーす

社会保険労務士法人NSR

〒530-0004 大阪市北区堂島浜1-1-8

堂島パークビル3階

tel 06-6345-3777 fax 06-6345-3776

大阪府・兵庫県・東京都の特定最低賃金

～ 特定の産業についての最低賃金改定状況 ～

産業別	大阪府		兵庫県		東京都	
	時間額(円)	発行年月日	時間額(円)	発行年月日	時間額(円)	発行年月日
繊維工業	-	-	900(899)	R2.10.1	-	-
塗料製造業	971(970)	R2.12.1	973(970)	R2.12.1	-	-
鉄鋼業	968(966)	R2.12.1	964(963)	R2.12.1	1,013(1,013)	R1.10.1
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業	968(967)	R2.12.1	944(942)	R2.12.6	1,013(1,013)	R1.10.1
暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業	968(967)	R2.12.1	-	-	-	-
船舶製造・修理業、船用機関製造業	968(967)	R2.12.1	-	-	1,013(1,013)	R1.10.1
電子部品・デバイス・電子回路製造業	966(965)	R2.12.1	902(900)	R2.12.1	-	-
電気機械器具・情報通信機械器具製造業	966(965)	R2.12.1	902(900)	R2.12.1	1,013(1,013)	R1.10.1
時計・同部分品、眼鏡製造業	-	-	-	-	1,013(1,013)	R1.10.1
輸送用機械器具製造業	-	-	978(975)	R2.12.1	-	-
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業	-	-	903(901)	R2.12.1	-	-
各種商品小売業	-	-	900(899)	R2.10.1	-	-
自動車小売業	965(965)	R1.12.1	901(901)	R1.12.1	-	-
自動車・同附属品製造業	970(969)	R2.12.1	-	-	1,013(1,013)	R1.10.1
航空機・同附属品製造業	-	-	-	-	1,013(1,013)	R1.10.1
非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	965(965)	R1.12.1	-	-	-	-

★特定最低賃金が決定されていない業種や職種は、地域別最低賃金の対象となります。

大阪府最低賃金は964円、兵庫県最低賃金は900円、東京都最低賃金は1,013円です。

東京都の特定最低賃金については、地域別最低賃金が適用されます。

出典：(厚生労働省ホームページ)